

3 介第 6 号
令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日

指定訪問介護事業所
指定訪問看護ステーション 管理者 様
指定居宅介護支援事業所

長野県健康福祉部介護支援課長

訪問介護、訪問看護及び居宅介護支援事業所における介護サービス
提供従事者数について（照会）

このことについて、貴所における介護サービス提供従事者の実員数（令和 3 年 3 月
31 日現在）等について把握したいので、下記により報告していただくようお願いします。

記

- 1 調査内容
 - (1) 訪問介護事業所・・・訪問介護員数
 - (2) 訪問看護ステーション・・・訪問看護職員数
 - (3) 居宅介護支援事業所・・・介護支援専門員数

- 2 提出期限 令和 3 年 4 月 16 日（金）

- 3 提出先 長野県健康福祉部介護支援課サービス係
【郵送の場合】 〒380-8570（住所記載不要）
【FAXの場合】 026-235-7394
【メールの場合】 kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp
（件名：介護サービス提供従事者数報告書 としてください。）

- 4 提出書類 別紙「介護サービス提供従事者数報告書」

- 5 留意事項 「記入上の留意事項」及び「記入例」を参照の上、記入してください。

長野県健康福祉部介護支援課
（課長）油井 法典（担当）村田 ひなの
電 話：026-235-7121
ファクシミリ：026-235-7394
電子メール：kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

県庁 健康福祉部 介護支援課()あて
(送信票不要 FAX:026-235-7394)

介護サービス提供従事者数報告書

事業所名: _____
 事業所所在
 市町村名: _____
 介護保険事業所番号: _____
 作成者氏名: _____
 電話番号: _____ () _____

※令和3年3月31日現在

(単位:人、時間)

サービスの種類	従事者に関する項目					
	従事者数			常勤換算		
	(実員数) (B+C) A	うち常勤 B	うち非常勤 C	勤務延時間数 の合計(4週) D	勤務すべき 時間数(4週) E	常勤換算数 (D/E) F
訪問介護 ①(訪問介護員)						
訪問看護ステーション ②(訪問看護職員)						
居宅介護支援 ③(介護支援専門員)						

(記入上の留意事項)

- 報告書は、事業者(事業者番号)ごとに作成してください。
- 「従事者数(実員数)」欄には、令和3年3月31日現在において事業所に在籍し、実際に各業務に携わる訪問介護員、訪問看護職員(訪問看護にあたる看護師、准看護師の方を計上していただき、理学療法士又は作業療法士の方は含めないでください)について計算をしてください。
介護支援専門員が①又は②の事業所を兼務している場合は両方に計上してください。
- さらに、従事者数(実員数)を「常勤者」と「非常勤者」とに区分し、それぞれの欄に記入してください。
なお、「常勤者」とは事業所が定めた常勤者としての勤務時間の全てを勤務している者をいい、「非常勤者」とは常勤者以外の者をいいます(職員の雇用形態にかかわらず勤務の時間で区分してください。例えば、訪問看護の看護職員と居宅介護支援の介護支援専門員とを兼務している場合は、非常勤として取扱い、常勤換算の計算はそれぞれの勤務の時間を分けて計算をし、非常勤の欄に記入をしてください。)
- 「常勤換算数」欄には、指定基準に定める常勤換算方法により算出した数値を記入してください。(別添「記入例」参照)
なお、居宅介護支援事業所にあつては、常勤換算数の記入は不要です。

(参考)「常勤換算数」の算出方法

当該事業所の従業者の4週の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき4週の勤務時間数(1週間の勤務時間を32時間未満と定めている事業所の場合は、週32時間を基本とする。)で除した数値とする。

この場合の勤務延時間数は、当該事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数とし、複数の職務に従事する者が他事業のサービスに勤務する時間は除く。

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

**え！まだ、だまされている
「ATMの操作で還付金詐欺」。**

**3月に市職員を名乗る者から
「介護保険料の払い戻しがある」との
電話に、言葉巧みに錯覚させられ
ATMで操作をしてしまった。**

**公的機関や金融機関などの職員が、ATMの操作
をするよう電話することは絶対にありません。**

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害は未然に防止する・被害に気づいていない人に、気づかせる機会を設けてください。
- 迷惑電話防止機能付き電話機を設置するのが、最善策です。

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)
- ◆ 長野中央警察署 244-0110
- ◆ 長野南警察署 292-0110
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部
市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぶら座 4階